

結婚・子育て世代の
マイホーム取得
を応援します！



令和3年度



結婚・子育て世帯等応援補助金

事業内容

少子化対策及び若年層の転入増加による人口の増加を目的として、結婚・子育て世代への経済的支援を充実させるため、マイホームを取得された世帯へ補助金を交付します。上限額50万円（夫婦：30万円、子ども1人につき10万円加算）

対象者

下記のすべてに該当する方

- ・令和2年1月1日以降に専戸建て住宅及び兼用住宅（新築・中古）を取得（相続または贈与等除く）された方。ただし、新築住宅建設借入利息助成事業の補助金を交付された方は対象外です。
- ・40歳未満（当該年度の12月末時点・単身を除く）の世帯。
- ・日吉津村に5年以上定住意思のある方。
- ・自治会加入者。
- ・税金・使用料の滞納がないこと。

世帯全員が
40歳未満



子育て世帯

18歳以下の
子を持つ方

新婚世帯

婚姻1年
以内の方

移住世帯

村に5年以上
定住される方

が

新築住宅または中古住宅を取得したら

条件に応じて最大50万円を補助します

申請受付期間

令和4年1月4日（火）～令和4年1月25日（火）



日吉津村総合政策課



日吉津村HP
結婚・子育て等応援補助金について

申請・決定・交付の流れ



申請者

- 申請期間
令和4年1月4日～1月25日
- 交付決定
令和4年3月頃予定



役場

① 交付申請

- 補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
申請に必要な添付書類（注）

② 交付決定通知・補助金の支払い

- 交付決定通知書（様式第2号）を送付
- 申請者の口座へ補助金を振込み

（注）申請に必要な添付書類

- ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の写し
 - ・世帯全員の住民票の写し
 - ・前年又は直近1年分の所得証明書（収入のある人全員分）写し
 - ・前年又は直近1年分の納税証明書（収入のある人全員分）写し
 - ・取得した専用住宅等の工事請負契約書又は売買契約書の写し
 - ・取得した専用住宅等の登記事項証明書の写し
 - ・振込先金融機関の通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号、口座名義人が分かるページをコピーしてください。）
- ※該当する婚姻世帯等の場合のみ提出してください
- ・出生前の子の母子健康手帳の写し

【お問合せ・申請書提出先】

日吉津村総合政策課

☎0859-27-5954

〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村日吉津872-15



お問合せは
総合政策課まで